

## 第5回 国立市保育審議会会議録

**日 時** 平成28年3月17日(水) 午後7時～午後9時  
**会 場** 国立市役所3階 第1・第2会議室  
**出席委員** 委員 10名  
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、  
北島 健太郎、神田 憲治、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

**内 容** 1. 公立保育園の民営化についての基本的な考え方  
2. その他  
・日程について  
第6回 平成28年4月5日(火) 午後7時00分～  
場所：市役所3階第3、4会議室

**【会長】** 第5回の保育審議会を始めさせていただきます。

まず、本日の審議の流れについて、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

**【事務局】** 今回は、最初にこれまでの審議を踏まえて、国立市が子育てや保育行政において公として果たすべき役割や公立保育園が公立として果たすべき役割について、再度議論を進めたいと考えております。これまでの委員のご意見などを踏まえ、第5回資料の1番の22ページでございますが、こちらに「国立市独自の保育行政における役割」という項目がございます。そちらに、これまでの審議を踏まえたものを文章化いたしましたので、ご確認をよろしくお願いいたします。

加えて、前回議論ができなかった、資料1の18ページの民営化のプロセスについても確認をしていただきたいと思います。その後、次の諮問事項であります「公立保育園の民営化の方法について」の審議を第5回資料2により進めたいと考えております。他の自治体の事例から、設置主体の違い等により民営化の方法について整理していますので、国立市がとる方法としてどう捉えるのかをご審議をお願いいたします。

これから、資料の確認をさせていただきます。

**【会長】** お願いします。

**【事務局】** 本日、机上に配付したものは、事前に送付した資料1と資料2を訂正したものと、社会福祉協議会の説明資料、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所の取り扱いについての参考資料となっております。よろしくお願いいたします。

**【会長】** それでは、第5回資料1の22ページ、「国立市独自の保育行政における役割」からお願いいたします。

**【事務局】** 国立市独自の保育行政における役割でございます。保育サービスの公が果たすべき役割・公立保育園の役割。

1. 保育サービスにおける公が果たすべき役割。

市は保育の実施主体として、市全体の保育サービスの質の維持向上を目指すとともに、保育園のみ

ならず、子育て施設等の関係機関の連携のもと、子育て支援の充実に向けた取り組みについても責任をもって推進する必要がある。

保育園の待機児童解消がされていない状況においては、保育園に入所できていない保育を必要とする児童への不平等な環境であることから、待機児童解消は市の保育行政にとって最重要課題であると同時に、早急に解決すべき喫緊の課題である。

市が抱えている保育課題の中で、保護者のニーズや保育現場の現状から推察すると、発達に課題のある児童の保護者の不安があることに対する一層の取り組みが必要である。また、一時保育や病児病後児保育について、利用実績としてはある程度充足しているが、子育て家庭のニーズや現行施設の配置からすると、地域性を考慮するなど、ニーズの実態に合わせて更なる整備を進める必要がある。

## 2、公立保育園が公立として果たしていくべき役割。

これまでは、公立保育園4園が連携をとり、児童あるいは子育て家庭への保育サービスの水準を高めるため、園長や職員が研修や経験を重ね、あらゆる努力と探求のもと、よりよい保育実績を積み重ねてきた。

公立保育園を利用する子どもへの保育サービス以外に、公立の保育園として認められる役割を考えた場合、これまでの実績を積み重ねてきた保育士の人的資源を生かすことが大切である。保育人材の育成という観点からは、公立は恵まれた条件を持っていることから、その資源を、保育園を利用する児童への保育サービスに限ることなく、在宅で子育てをしている家庭を含めた総合的な支援に対しても一層取り組む必要がある。在宅で子育てをしている家庭に対しては、地域で支える子育て環境のもと、子育てにおける孤立感や負担感を解消することや、児童虐待を未然に防ぐためのアウトリーチの視点の取り組みが重要である。

その際、保育園のみならず、子育て支援施設などあらゆる資源を活用し、地域全体で支援するネットワークや仕組みづくりが大切である。公立保育園は、その仕組みの調整機能も果たす役割を担える施設の候補ともなり得ることから、今後の公立保育園民営化を進めると同時に、公立保育園が、このネットワークの潤滑油となるか具体的な役割を示す必要がある。

また、各公私立保育園においては、発達に課題のある児童にとって、よりよい保育環境を整備するために、市の発達支援室などとの密な連携に取り組んでいるが、その際の調整機能や先駆的な役割を果たすことも考えられる。更には、保育の受け入れの対応が困難なケースなどは、保育園個々の課題としてではなく、市が責任を持ち、場合によっては、その緊急対応として公立保育園が担う必要性も高いとしております。

ネットワークの真ん中の1番については、子ども家庭支援センター、児童館、保健センターなどの地域資源、地域子育て支援拠点を含んでございます。

また、2番につきましては、例えば出前保育などの取り組みなども考えられると思います。

以上です。

**【会長】** ありがとうございました。

それでは、22ページ、23ページの国立市独自の保育行政における役割について、ご意見がある方はよろしく願いいたします。委員、お願いいたします。

**【委員】** 以前の会で話されていた公立保育園の保育士が市の行政職であるということから、例えば子育て施策を市が考えるに当たって、お母様方と密に接していたりとか、そういうことから、現場のニーズを取り入れることができる強みがあるというか、そこが強みなのではないかということが話

されていたので、そういった公立保育園が市の保育施設としてだけではなくて、保育行政を担う人材がいる場所であるという、ちょっとうまく言葉にならないんですけども、そういったことも国立市独自の公としての保育サービスが果たす役割、サービスではないんですけども、保育園の役割ではないかなというふうに思います。

【会長】 ありがとうございます。公立保育園の保育士の人材として、どう役割を担うかということは、どちらに入るんですかね。保育サービスの1番に入るのか、保育園が公立として果たす……。

【委員】 2番のネットワークの潤滑油とか、その辺の文章に近いのかなとは思ったんです。調整機能を果たす役割も担えるというところに、誰がどのように調整機能を担うのかということ、現場の保育士が市の行政職と保育の潤滑油となるのは多分、現場の保育士になると思うので、そこをもう一歩踏み込んで書いていただくと、保育園の役割が明確になるかなという気がします。

【委員】 そのことについて、2番のところを考えられるかなというふうに思います。公立保育園はその仕組みの調整機能を果たす役割もというふうな部分で、現在のままでは難しい点もあるはあるんですね。例えば、施設面や人的な面で条件整備をしなければできないところもありますが、現行で行われていることもたくさんあります、現状も。公立保育園の保育士の役割の話……。その部分も大事で、話すかなと思っていました。

1番の保育サービスにおける公が果たすべき役割のことで、保育サービスの保育の質、維持向上というのではなくて、こっちはちょっと言葉が変えてありましたよね。サービスの質の向上、目指すとともにというふうになっていますが、やはり保育の質というふうなところはほんとうに重要な点だと思うんですね。簡単に保育の質を維持するということは、とても大切というか、大変なことで、実際にそれは保育を行う保育士の労働条件や待遇などが大きく関連するのではないかなと考えています。

以前、他の幼稚園からも職員の待遇がなかなか低いということも、あまり高くないのではないかと、一般的にも潜在保育士はたくさんいても、労働条件や仕事の大変さと合わなかったりするという中で、保育士になるという人たちがいないということが今も言われているので、そういう点では、そういう方たちの労働条件を守れるとか、待遇がいい状態でできるということは、すごく公的な部分の援助が必要になるのではないかなというふうには考えるんですけど、どうですかね。

【会長】 一番は、国立市自体が行政として国立市の保育サービスにどのようにということなので、おそらくこれは公立保育園の話だけではなくて、市が責任を持ってこの国立市の保育の実施主体として、市が実施主体であると、保育園に限らず、保育サービスの実施主体として全体のサービスの質の維持向上を目指すということをやろうということは、では、具体的にそのために市がどのような施策をとるかということの中には、そういった保育士の待遇改善ということも課題としては出てくると思われませんが、そこまでは多分ここでは決められないと思いますので、そこに責任を持って取り組んでいくということでもよろしいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

で、ここに保育園のみならず、子育て施設等という、子育て施設というのは保育園以外の幼稚園なども含んでいると考えていい文言でしょうか。事務局、この文言ですけど、私は全部入った方がいいと思います。

【事務局】 行政として考えるのは、幼稚園も含む。或いは、子育て支援という意味では、子ども家庭支援センター、これは例えばここに保育士がいたり、保健師がいたりとか、虐待対応とかあったりしますので、そういった複数の専門職がいるところも含めて、そういった機関と連携をとる必要があるのかなということで、そういったものが含まれるという考え方でございます。

【会長】 その場合に、下段でもそのような文言が、おそらくネットワークというところで代表的なものとして児童館、保健センターというものが出ておりますが、これも公立の保健センターであるとか公立の児童館だけではなく、私立のさまざまな施設も含めての連携を市が責任を持って行っていただきたいと思いますので、何かそのあたり、公私を含めた子育て施設であるとか、関係資源であるとか、そういったものを、公立だけでネットワークを組むのではなく、全体でというような文言にしていただけると、よりありがたいかなと個人的に思います。

【委員】 よく出ているのは、未就学児の全ての施設というふうな形で連携をとりたいということもここでも話していただきましたので、そのような言葉がいいと思います。

【会長】 1個ずつ確認していきましょうか。一番上の丸はそれでよろしいですか。子育て支援も含めて、保育サービスを市が責任を持って実施していくということと、2点目は、待機児童解消を喫緊の課題として取り組むということで、こちらはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

3点目は、発達に課題がある児童または一時保育や病児病後児保育へのニーズに対して、これも整備を進めていくという、国立市がすぐに取り組むべき課題はこの3点ということで、1点目は大枠のところですが、具体的には2点目、3点目にすぐにも取り組んでいただくということでしょうか。

【委員】 一つ目の丸で、保育の質の維持向上を進めていくということは、事務局の業務的な仕事だけではなく、やはり現場に足を運ぶ、そしてその運ぶ人が保育の理解があるという、わかる人が足を運んで、それぞれの保育の内容を理解したりというようなことが必要になってくると思いますが。

【会長】 では、市がそのような役割を果たすときには、保育をよく理解している人のきちんとしたマネジメントによって行っていくことが望ましいということも確認事項として、文言で入れるかどうかは別として、皆さんでの確認事項にしたいと思います。

1番はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【会長】 では、2番の公立保育園が果たしていくべく役割ということで、まず、一つ目の丸はこれまでの実績についての説明なので、これでよろしいでしょうか。はい。

で、2番目にはいろいろなことが、2つ目の丸には幾つかのことが含まれておりますが、まずは保育士の人的資源を生かしていくということで、先ほど来、ご意見がございましたように、市の行政職としての人材でもあるということと、あと現場のニーズをよく取り入れるということも任務として明確に打ち出したいということですね。

それから、在宅子育ての家庭への支援もきちんと公立保育園は視野に入れて、行っていくということが出ております。その中には、子育て不安とか児童虐待というのを防ぐというような役割も明確にされています。

子育て支援を行っていく場合には、地域全体で支援するネットワークをつくっていくということも提案されておまして、その中で、先ほど来出していた公立保育園の保育士は調整機能を果たす役割を担えるのではないかとということですね。これは施設ということだけではないと思いますので、調整機能を果たす役割も担える施設の方法という、施設だけではなく、人材もおそらく含めた方法が言えるんだと思いますけれども。

それと最後に、発達に課題のある児童にとっての児童及び保護者への支援ということも書かれてい

ます。

いかがでしょうか。公立保育園が果たすべき役割のところ、ご意見ほかにございませんでしょうか。

**【委員】** 2番目の中に「子育てにおける孤立感や負担感を解消することや」というところの文言についてですが、以前、公立保育園の保護者を代表して、国立市子ども家庭支援センターの運営委員を行っていたときに、結構そこで意見があったのが、当時はすごく苦しくて、本当につらい経験をしたしか覚えていないという保護者の方がいらっしゃって、なかなかそのときに手を差し伸ばしてあげることというのができないのが現状なのかなというふうに思っていて、ここで書かれていた、簡単ではないというのは思っています。アウトリーチということは訪問型ということになりますが、公立保育園の保育士がそこまで行っていくことが、望ましい姿ではあると思いますが、なかなか難しいのかなと思います。

保護者のつながりが1つ、公立保育園は多いので、実は私も一緒に保護者の方を連れて市の窓口とかに行ったことがあるんですね。それはやはりつながりが多くて、事情を知っているから、そこで一緒に行くべきだと思ったから、寄り添っていったんですが、実は本当はそうではなくて、いつも寄り添っている保育士の先生たちがそこまで理解して、一緒になって市の窓口連れていくのが本当はあるべき姿ではないかなというふうに思っていました。

たまたま私が社会福祉士の勉強をしていることもあったんですけども、そういう意味では、公立の保育士として、今はよくスクールソーシャルワーカーを小学校でやっていますが、そういう専門職の配置というのも公立保育園にとっては必要ではないかなというふうに考えています。特に連携のところでは、やっぱり子ども家庭支援センターの情報を受け取って、そこから保護者そして保育園とかに連携をしていくには、やはりそれなりの専門職が必要であると思っております。

また、子育てしている中で、出産後にアウトリーチのところでは乳幼児全戸個別訪問事業というものがあって、必ず健診の方が来てくださるんですけども、やはりそこで情報というのはストップしているんですね。そこがおそらく保健センターとつながっているんですけども、そこがさらに子ども家庭支援センターと連携をとり、さらにその保育士、その状況をわかっている専門職、話は戻りますが、ソーシャルワーカーのような専門職がいなければ、なかなかこのアウトリーチまで行っていくのは難しいかなと思いますが、そこまでして行ってほしいなというふうに思っています。

**【会長】** すいません、私、国立市の状況がよく、子ども家庭支援センターがどの程度、どのような職員が配置されていて、どういった役割を担っているのかということがちょっとわからないので、事務局からご説明していただければよろしいですか。

**【事務局】** 子ども家庭支援センターというのは東京都独自の組織です。東京都から出ると、子育て支援センター、いろんな言い方をしたりしますが、東京都の独自のもので各自治体に1つずつございます。

国立市は先駆型という子ども家庭支援センター、当初は従来型というものだったんですけども、先駆型ということになりました。もともとは子育ての相談ですとか養育相談など、いわゆる相談中心にやるところだったんですが、先駆型になることによって、大きく変わるところは、虐待対応が加わり、虐待コーディネーターというのを配置して専門的にやるというところの視点が多くなってきます。

現在、虐待コーディネーター1名の虐待ワーカーが2名で、計3名で今、行っていて、それ以外に家庭支援ワーカーということで3名います。これがいわゆる、施設内にある広場でのお母さん方の相

手ですとか、あとは家庭支援センターの大きな仕事の中には、いわゆる子育てグループの育成ですとか、それを今度子育てグループ同士をつないだり、あと子育て講座等をやっていくというのが、大きな業務の1つではあるというところが子ども家庭支援センターの特徴です。

保健センターの連携では、です。それぞれの個別のケース対応にはなりますが、例えば、乳児等の健診を受けたりとか、そこで課題があるようなご家庭等であった時には、横の連携ということで情報を提供する中で、共有する中で対応していきます。

虐待等になってくれば、当然、母子保健の関係でいろいろなデータを持ったりしているところもございまして、ケースによっては一緒に家庭訪問をする場合もありますし、保健センターだけで単独で行ってもらうような場合もあつたりします。それはアンテナが色々つながっているほうがいいということがありますので、どこか1カ所だけがつながっていると、そのアンテナが切れてしまうと関係性が壊れてしまいますので、連携する中でいろいろ対応する。

その中には当然保育園ですとかも入っておりますので、各関係機関との共有をしながら、児童福祉法で定められている要保護児童対策協議会、国立市でしたら子ども家庭支援センターネットワーク連絡会といいますが、これはいわゆる、簡単に言うと虐待対応で、困難な家庭のお子様とご家庭等について支援するということですので、その関係機関が情報共有しながら連携をして支援を組むということが大きな特徴です。

【会長】 その中で、子ども家庭支援センターがきちんと、子供を守るネットワークの中でコーディネーターとして機能しているということによろしいですか。

【事務局】 それはどの部分でしょうか。

【会長】 例えば虐待のケースについても、保健センターが中心にやっている感じですか。

【事務局】 いいえ、子ども家庭支援センターです。

【会長】 子ども家庭支援センターが中心でやっていますよね。

【事務局】 はい。

【会長】 先ほど委員からのご意見ですけれども、そういったところが今ある中で、なかなか保健センターの情報がまだ伝わっていないというようなことが見られるということは、まだまだ整備の必要があるということですよ、このネットワークについて。私も実は台東区の子ども家庭支援センターで相談員をやっていたので、それは子ども家庭支援センターの役割かなと思いました。そのつなぐ潤滑油なり調整役をしていくのは、普通は東京都で想定しているのはそういうことだと思ったので、その中にやはり公立の保育士もいたんですね、台東区の場合。保育士が何人か機能していたので、そういったところでは大丈夫かなと、こういったところと一緒にやっていくということでは大丈夫かなと思うんですけれども、だけど、公立保育園がコーディネーターをやるとかというのはちょっと違うような気がするんですけど、いかがでしょうか、そのあたりは。国立市は独自に、公立保育園が中心にやっていくということなんですかね。このアウトリーチの個別訪問なり。

【委員】 前回ちょっと提案して、かかりつけ保育園みたいな、そういうふうな形に市を、今も多分、子ども家庭支援センターは係の方たちが区分けして、それぞれ担当の人がいて、その方が、例えばうちだったら矢川なので、矢川保育園の担当です、ちょっと地区が違う人がいると、もう1人の方ともありますが、そのお子さんたちを見てくださっているの、くまなくできているとは思いますが。

そういうものもありながら、かかりつけ保育園というような形になりますと、保育園が今度は区分けして、市全体のお子さんたちを、あなたはできれば、もしも妊娠した時から何か相談したりする保

育園はここですよみたいな形のことをできたらいいなどの提案が、そのようなことを出していたと思うんですね。その役割が、保育園の役割なのか、子ども家庭支援センターなのか、保健センターなのかというふうなことの確立したものはまだちょっとできてはいないし、どこがどうすればよりいいのかというところまではまだ進んでいないと思うんですね。

ただ、先ほど言った、悩んでいるとか、例えば、公立保育園で今まで地域交流とかしてまして、保育園に遊びに来る方たちはいろいろ相談に乗れますけど、遊びに来られないおうちにいるという方たちにどういうふうに向かっているかという、どうやったら拾えるかというふうなことに対しては、やっぱり訪問みたいな形がいいのかな、その役割が公立保育園なのか、保健センターなのか、子ども家庭支援センターなのかというところは、ちょっと具体的にはまだ……。

【会長】 先ほど委員がご心配されていたのは、ソーシャルワークの基本的な技術とか知識、もちろん保育士も福祉職ですから、ソーシャルワークの勉強はされていると思いますけれども、さらに専門性が必要ではないかというご意見と私は受け取ったんですけれども。

お願いします。

【事務局】 山形県鶴岡市というところがありまして、そこは今、子ども家庭支援センターが中心になっているんですけれども、その中で出前保育という制度がありまして、いわゆる出張して保育をするという、それが必要なご家庭に対して支援していくという形になりますので、それも1つの形だろうなと思います。

例えば町田市や足立区ですとか、制度をつくって、今、園庭開放をやっていますけれども、そこでいろんな仕組みというんですか、情報提供をしたりとか、相談をしたりとか、そういうちゃんとした仕組みをつくっているところもありますので、いわば受け入れる体制、いわゆるご家庭で保育されている方々、児童をお母さん方に支援する形、あるいは出向いていく形、2つの形が考えられると思います。それを総合してやるか、あるいは片方がとか、そういったのが、それは私立保育園なのか、公立保育園なのか、あるいは何か違うどこがいいのかという、そういった視点があるのかなと思います。

【会長】 今の子ども家庭支援センターのスタッフの6名の方では担えないところを、公立保育園としてもフォローアップしていくような働きはおそらくできると思われしますので、そこをより積極的に取り組んで、新しい制度とともに取り組んでいけるとよろしいのではないかと思いますけれど、大丈夫ですか。

ほかにはいかがでしょうか。

発達支援についてはどういったサービスが今のところ展開しているのでしょうか。

【事務局】 子ども家庭支援センターの中に発達支援室という組織がありまして、今現在、通所事業と相談事業を行っています。各保育園と施設を巡回相談という形で入っていくような形です。まだできたばかりというか、2年目になったところなので、保健センターとの連携で、1歳半健診、健診時に発達の気になるお子さんについて相談があった場合に、支援していくという、現在そのような事業展開をしております。

【会長】 そこで公立保育園が果たせるような役割というのは何か生まれそうですか。

【事務局】 基本的には、保育園に通っていらっしゃるお子さんも今、発達支援室に来ていますが、やはり保育園でそういうお子様を見られるようなスキルを上げていただきたいというのはありますので、そのために巡回相談とか入れているんですが、親御さんも普通に保育園で支援できるような体制というのがこれからもっと必要になってくるのではないかなと思っています。

【会長】 発達にも色々課題があったり、あるいは生活養育上に困難を抱えている家庭で二重保育という必要性があるようなお子さんもいますが、それこそ本当にそれは要保護児童対策協議会が機能して、どのように個別のケースについて誰がどのような役割をとって、その子の生活を保障していくかというのを、児相なり、子家センなり、行政なりが判断していただくしかないと思いますので、その中で公立保育園がとれる役割もおそらく出てくるんだと。今後より一層、公立は積極的にそういった困難を抱えている家庭に対する支援をより行っていくというのは、今回のこの役割の中にぜひ入れておくというか、意味合いとしては入っているはずなんですけれども、より明確に多問題家族というか、さまざまな困難、発達だけではないし、虐待だけではない、普通に子育て支援ですね、広く言うと、ということも考えていく必要があるということで、ありがとうございました。

【委員】 現在も発達に課題のあるお子さんを、子供の保育は公立保育園ができる限り受け入れるような体制をとっていると考えております。それは、実際の人数が、公立は4園で25名のお子さんを保育していますが、私立は今のところ9園で20名ですので、数字的にいいますと、公立が大分そういう受け入れを、それはもちろん公立の役割として考えておりますが、人数的には多く保育をしているというふうに考えております。プラス、アレルギーのお子さんもとて多く扱っておりますので、もちろん私立は差がある、全部が扱っていないということでは全然ないんですけれども、数的に見たらそれだけの人数は預かっております。

【委員】 もう1回、人数を教えてくださいませんか。

【委員】 はい。今、公立は4園で25名です。

【委員】 アレルギーの人数はどの位ですか。

【委員】 大体30人ぐらいはいます。本当に徐々に4月よりはだんだんよくなっていくという場合も含めてですけれども。

【委員】 発達の支援の必要な子供を公立又は私立に入れるのはどうやって判断しているんですか。

【会長】 どうでしょう。事務局への質問です。委員からの質問ですが、発達に支援が必要だと判断されたお子さんですね。多分、保健センターの健診などで支援が必要とされたお子さんをどこにどういう割り当てをして、公立なり私立なりに、保護者の希望が、もっともお考えがあると思いますので、通所のようなところに通ったりということも含めてだと思います。

【事務局】 発達に課題のあるお子さんというのは必ずしも公的な認定を受ける方じゃない子が多いですから、基本的には親御さんが働いていれば保育園で、幼稚園それぞれの形がありますが、ご家庭で見ている方もいらっしゃいますので、その中で私どもが行っているのは、お子さんに対する接し方だとか促し方とかという、日頃の生活、保育士の方へも支援をしているという状況です。

【委員】 発達支援教室というのはないのですか。まじってやっているのですか。発達支援教室みたいに、学校みたいにその子たちを集める教室はなくて。

【事務局】 例えば、発達支援室が通園施設になっておりますので、保育園に通いながら週に1回……。

【会長】 今の質問。

【事務局】 発達の関係ですけれども、保健センターでは1歳6カ月児・3歳児健診等の際に、成長の過程や子供の身体の確認等をする形になります。そちらでの健診で確認する部分と、あと親御さんで発達等にちょっと不安を抱えているといった場合には、子ども家庭支援センター内にあります発達支援室でご相談をいただいて、そういった形での両方での確認、もしくはあと相談業務という形で



親御さんのフォローをするという形をとっております。

【会長】 相談とかじゃなくて、療育的な部分はどこが担っているのですか。

【事務局】 いわゆる療育の部分は、これは民間もありますし、公的な機関もあります。市内には今ありませんので、周辺では幾つかありますが、そちらに通われているお子さんもいらっしゃいます。いわゆる国立市が設置した発達支援室、これは比較的その辺の通所という形で、療育、いわゆる医療機関、医療ではなくて、あくまでも先ほど課長が説明したようなことの範囲で接し方だとか、そういうことを改善していくプログラムをやっているということです。

先ほど、いわゆる子どもはまず保育園なり幼稚園なりに通われているお子様がそういうふうに、例えば保護者から相談あったりとか、保育園がそういう、どうして育てたらいい、どういう形で保育をしたらいいか、そういう壁に当たったら支援してあげるということで、それはご家庭から相談あったり、保育園から相談があったりして、そういった連携をとっているということでございます。

【事務局】 それと、入所の関係ですけど、発達に課題のあるお子さんについては、まずそういった区分けをしているわけではなくて、保護者の方がどちらの保育園をご希望されるかということがまず優先になります。その優先を立てていく中で、受け入れるお子さんにそういったことがあった場合に、その園について既に加配で大勢の方がいらっしゃるとか、そういったときに次の第2希望なり、第3希望なりということで、面談なども含めて入所をさせているという状況でございます。

【会長】 よろしいですか。

それと現状としても、23ページの最後の段落の部分は、市が行っているということで、その中にはもちろん私立保育園や幼稚園にも発達に課題を抱えたお子さんが保育されている状況であって、それを保育園個々の課題としてではなく、市が責任を持って、場合によっては緊急対応、緊急保育のようなことも含めて公立保育園が担うということを今後より進めていくという理解でよろしいですか。

【事務局】 これは多分考え方で、そういった機能を果たして担う、いわゆる私立園から保育が非常に困難だよというふうにあった場合に、その先どうなるのというときに、先生に押しつけるのではなくて、やはりそれは市全体として責任を持つ。その場合に、どうするのというときの結論として、公立保育園が最終的な機能を果たす可能性がありますよという、そういう意味では必要性ということで文章上は明記してありますが、その辺の解釈で、今後それを求めるかどうか、いろんな状況によるかなと思います。

【会長】 これは保護者の希望ですものね、結局は。そういう人は皆、公立に入所するというのではなくて、保護者が希望して、受け皿がない場合には公立保育園が責任を持って受け入れるということですね。

【事務局】 そうです。

【事務局】 それで、公立保育園としては緊急対応として一時的ということで、結局受けたら一時的ではなく、最終的に処置されれば、その子供の背景、家庭環境も含めて、就学までそのお子さんたちを見て、就学後も学校や学童に行き、その子の成長を見守るという責任を持って、現在も保育しております。

【会長】 他にいかがでしょうか。公立保育園が果たしていく役割ということで何かご意見ございますか。委員、お願いします。

【委員】 確認したいんですが、今の中で、園長先生から公立の数字が出ました。私立の数字が出ました。それは正確な数字ですかというのが1点。

公立は積極的に発達の問題、あるいは何らかのアレルギー児について積極的に受け入れているんだという発言があって、課長は、いわゆる入所について受け入れについて公私で区分けをしていない、いわゆるニュアンスが違うと思います。保護者の希望保育園を第1に考えて、それは、谷保に住んでいる人は北の保育園にはちょっと通えない。逆もあるわけで。ですから、その保育園と第1希望の保育園に既にそういう方がたくさんいた場合はいろいろ調整をしながらというような説明だったと思うんですけども、ちょっとニュアンスが違うので、その2点について確認させていただきます。

【委員】 先ほど確認しましたので、正しいと思います。積極的に受け入れているという言い方をした思いではなかったんですが、そのような受け入れ状態があるということで、公立がそれだけの人数を受け入れているという形でお話ししたつもりだったので、積極的にと捉えられてしまったとしたら、ちょっと私の話し方がまずかったので、申しわけなかったです。

【委員】 いわゆる加配児の場合に、ボーダーか、あるいは加配が必要であるんだという方であっても、現在のところ、診断書がないと、なかなか難しいという仕組みがありますから、特に年齢が低ければ低いほど保護者の方は、成長や発達がゆっくりであって、あるいは個性であってということで、どうしてもそういう認識をする方が多い。それは親として当然だと思います。ですから、なかなか、そういう意味では、ほんとうは加配をと思っても、そこへ踏み込めない。

あるいは診断書とか、公的な機関なんかに行って相談してはと言った場合に、相談機関があんまりはっきりと診断名とか言わないことが多いんですね。それは親の受け入れ状態とか何かを考えながら、もう少し見ましようということなので、そして、帰ってくると、保護者は「何でもないとされた」というふうにどうしてもとりたがる。それは我々みんなどんな病気だって同じですから。そうすると、その後の関係が、うちの子をそのように見ていたのかというようなリアクションで返ってくる。それは別に公も私も関係なく同じです。そうすると、朝夕顔を合わせる先生方はかなりまいっちゃうわけですね。ですから、どうだろうという、あるいは加配ということじゃなくても、「相談機関に行ってみては」ということも、なかなか言いにくいというのが現状だろうというふうに思うんですね、リアクション等を考えても。

それから、ただ、加配に該当するといっても、そのクラスにやたらと、保育室一つ一つのクラスは狭いですから、先生方が何人もいたのでは、これは子供にとっていい保育空間ということには言えないので、ということもあって、必ずしも数字の、例えば3人だった保育園、ほんとうはそういうことで考えれば5人、6人になるんだけれども、というようなことでの数字というのがあるだろうというふうに思うんですね。ですから、どこの保育園も同じような悩みを抱えていると思うので、そういう意味では、数字的にどうこうということではないだろうというふうに私は思います。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 ただ、なかなか示す形が、数字だけではもちろんなく、公立の保育園も、この数字は診断書をももちろん出している方たち、それ以外にもいろんな、もうちょっと手をかけたいなというお子さんたちはほかにももっとたくさん、たくさんというか、何人かプラスしているんですね。同じように、そういう保護者の方の理解を得るといふようなことの大変さや難しさを同じように公立の保育園も感じております。

ただ、学校に就学に向けて、保育園のある1つの役割としては、学校に行きますと、保護者の方の姿が学校の先生たちは見えないんですね。保育園は保護者の方の姿が見えますので、あと生活環境も、学校は書類での判断しかないので、そこに例えばお父さんの名前があったとしても、もしかしたら実

際には一緒に住んでいなかったりとか、そんないろんな全ての背景が保育園がすごく見えやすい場ではないかなと思ひまして、保育園としては、そのお子さんを決めつけるということではなく、そのお子さんがより学校に行って、さらには社会に出ていきやすいとか、過ごしやすいというふうなことを、少しでもそういうふうなことをお母さんとともに考えていけるようにというふうなことで理解してもらえよう働きかけを常にして、同じようにもちろんされていると思ひますが、そんなふう努力しているところでは。

【会長】 それでは、現状としても発達に課題のある児童の保育については、それぞれの園で行っているということでは、その場合でも明確に公立は積極的にさらにそういった役割を今まで以上に担っていくということを目指すということではよろしいでしょうか。

ほかに、1つ目のきょうの審議事項ですけれども、公の役割ということはほかにございますか。

【委員】 公立保育園で少しまとめたものがありますので。地域における子育て支援としまして、総合事業としまして、地域交流を今現在しているんですが、毎月実施と隔月の身体測定事業を行っているんですが、さらにそれらの拡大をしていこうかなというふうに考えております。プレママ、プレパパというふうなことで、あとはおじいちゃん、おばあちゃんにこれからのとか、そういう方たちにも、「育じい」という言葉があるように、保育体験や情報の提供などをしていけたらいいなというふう思っております。

それから、あと地域組織の活性化への取り組みとして、わくわく塾に出向いたりはしております。保健師、栄養士が児童館、学童に出向き、保護者や職員に指導、応急処置や栄養相談などをしております、現在も。ファミリーサポート支援者の研修に、これは私立園も同じようにしております園長等が出向いて講演をしております。

それからあと、地域の保育関連施設及び関係機関との連携ですけれども、今、少しずつ保育園も公私立の全ての園長が一堂に会したりしてはいますが、そのほかにも研修などが今されております。

それから、関係機関との連携ということでは、先ほどもお話ししましたが、学童や小学校保健センター、子家センや発達支援室など、いろんな市の行政ともかかわっております。

それから、地域内のほかの保育施設への支援としまして、家庭的保育担当者へのアレルギー食の講習や指示書の説明や指導なども行っております。

それから、国立市保育行政の指標となる取り組みとしまして、マニュアル、アレルギーや感染症、事故、緊急時のそういうもののマニュアルを作成しております。

あとは、今現在も発達支援室や保健センターなどと障害児や要保護児童への取り組みをしているんですが、さらにそれらの連携基盤を強化していきたいというふうに考えております。

あと、多摩療育園や都立小児保健医療センター、すみれクリニックなど、外部団体との連携も今とっております。

今後、もし条件整備をして行っていけたらいいなというふうなことでは、総合相談として、いろんなことに全てコンシェルジュのように、保育のことはここで聞いたら大丈夫みたいなのが、そういう相談員を置くとか、先ほどお話ししましたかかりつけ保育園、その中で各保育園が地域担当して出前保育や訪問する。あと休日は父親を対象とした交流支援、相談事業など。

あと、地域としましては、市内の大学や小学生や商店街などとも、今現在、大学の方が交流を、卒園した大学の方とかも楽器を演奏しに来たりとか、多少の交流はありますが、そういうふうなことを考えていきたいということと、保育フェスティバルみたいなものを開催できたら、私立の保育園の先

生たちとも一緒に栄養とか保健とか保育士とかのそれぞれの分野で、今、少しずつ研修が始まっているので、その研修の成果を発表し合えたりとか、そのようなこともできたらいいなと思っております。

【会長】 今までも行ってきたことと、これからさらに取り組みたいということもありましたが、これからのところでは、ここで提案されているような、例えば出前保育であるとかアウトリーチについてもまたお考えいただくといいのかなと思います。

【副会長】 今、公立保育園の役割という点でお話を伺いましたが、例えば、初めにおっしゃっていた地域連携で毎月でしたっけ、身体測定をしている、私がお世話になった保育園でもたしかしていましたがけれども、実際何名ぐらいのお子さんがいらっしゃって、やっている感じですか。

【委員】 園によって差もあると思いますが、もともとの今まで毎月にしてきた地域交流のその拡大版なので、そのときのやる内容とか、あと季節とかによりますが、大体、園によっては5～6名から20名ぐらいまでの間ですね。15組というふうなことがあるので。

【副会長】 それは未就学児全体ですよ。

【委員】 そうです。ただ、やはり午前中ですので、幼稚園とかに行かれています方は多分そういう施設に行きますので、ほとんど幼稚園に行かないお子さんが多いかなと思います。

【副会長】 その15名という数字は、これは多いほうですか、少ないほうですか。拡大を図っていくとおっしゃったときに、どういうイメージを持って拡大が図られたと考えるんですか。

【委員】 拡大は、できればもう少し、先ほど言いましたプレママ、プレパパなど、内容を少し変えて、回数を増やす。ちょっとそれは条件整備が整わないと、私も保育園の保育士の労働条件を考えるのと一緒に合わせてしていかなければいけないので、休日の開くということなんかも考えられれば。

【副会長】 なるほど。

【事務局】 ちょっとよろしいですか。さっき今までの実績ということをお話ししましたが、今後ということについては、これはうちの市では事業計画とか計画に載せなくてはいけないので、こういうこともこういう機会では考えていますということでご理解いただければと思いますので。

【委員】 はい、そうです。失礼いたしました。

【会長】 よろしいですか。

【副会長】 いや、それが市内、あるいは私立園ありますから、地域の中でどのぐらいそれをカバーして、つまり、ここで今まさに問題というか、話し合われているのは、国立市が公立として提供している保育サービス、サービスという言葉はあまり好きではないんですけど、保育の支援なり、色々なものが、その保育園に入所できているお子さんだけではなくて、国立市全体でというふう考えるわけですよ。今話された、例えば筆頭に挙げられた地域連携、身体測定、いいなという光景は目に浮かぶんですが、それが15名というのは……。

【委員】 15組。

【副会長】 すごく少ないのではないですかね。全体の数の雰囲気がわからないんですが。

【委員】 そうですね。今現在のところはそれでも、公立だけではなく、私立の保育園も幼稚園も全て園庭開放という形で行っていますので、結構毎日のようにうまくしたらあるぐらいの感じだと思うんですね。ですから、園によっては多分、すごく断るぐらいの人数の場合もあるでしょうし、夏のプールのときなどはたくさん来られたりするということもありますかね。

【副会長】 いや、私が今あえて聞いているのは、だから公立保育園を民営化すればいいじゃないかということ言うつもりは全くなくて、やはり公立保育園なりの立場があるんだという発言のすご

くい機会なのに、そういう人数が出てこないとか、よく政策で何でもかんでも数値目標というのがあるので、私はちょっとやり過ぎもあるんです。ただ、やはり、地域連携の役割ですと胸を張って言うときに、それがなくて、15名、これは多分すごい少ないですね。ちょっとわかんないですけど。いや、わからない。その数字すらわからない。それは5%カバーしているのか、50%カバーしているのか、私はまだそこはわかりません。

私がなぜこれをあえて言っているかという、今度、とりあえずこの中では、次にありますように、民営化のプロセスとか、どうするかというときに、民営化とはある意味、違う軸にいる公立保育園がもっと違う視点からいろんな知見を出していただきたいと思います。

そのときに、今おっしゃっていただいたような感じだと、色々やっぺらっぺらでしょう。日々の業務の連絡から色んなこと、大変だなとは思いつつも、どの程度やっているのかというのは、研修に行っているというのも例えば2年に1回行っていても研修ですし、毎月行っていても研修に講演に行っていますし、要するに数字を出せとかいう訳ではないのですが、そういうのって、ただ列挙するだけでは伝わってこないんで、そこはやっぱり公立保育園がお持ちの色んな情報、それこそ事務局にも3名いらっしゃるぐらいの情報をいい意味で持っているのを、もっとこの場で具体的にシェアしていただいたほうが、今後の議論に活かせると思うので、ぜひお願いします。

【委員】 わかりました。

【副会長】 ありがとうございます。

【会長】 よろしいですか。おそらくこれまでやってきたことの検証も今後必要になってきて、今、副会長からご指摘があったように、果たして国立市の子育て全体にとって、一つ一つの事業なりイベントなりがどの程度効果があったかとか、今後どういう知見が足りていないのかとか、そういったことで、よく子育て支援でありがちなのは、メニューだけそろえて、開いていけばやっていますということが多いと思いますので、果たしてそれが有効な支援になっているのかということも、国立市及び公立保育園できちんと実態把握をしていただき、検証していただいて、本当に必要なところを掘り起こすという積極性も持って、やっていただきたいなと思います。

では、この件については他によろしいですか。

では、続きまして、ページが戻りますけれども、18ページの確認事項の5、民営化のプロセスというところですが、6点挙がっております。ここに書かれていることは基本的な確認事項ということで、具体的にどうしていくかということについては、ガイドラインをつくるときにゆっくり詰めて話していきたいと思いますので、まず、考え方としてこれでよろしいかどうかということだけ、それぞれご確認よろしくお願ひいたします。

今の同じ資料1の18ページです。この6点について何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、基本的な考え方はこのようなプロセスを経ていくということ。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

では、次の議題で、第5回資料2に入ります。こちらは「公立保育園の民営化の方法について」、形態1から3まで3つの形態があるということで、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、公立保育園の民営化の方法について、こちら諮問事項の2番になります。ご説明申し上げます。

まず、民営化の移行形態の1、社会福祉法人へ公募により運営主体を移管する方法でございます。こちら、公立保育園を、実績のある社会福祉法人などを公募選定し、新たな保育園として運営主体を移管する。この方法を採用する場合は、保育の質を担保することや、保護者の信頼を経て移管をスムーズにするためにも、選定する条件などにおいてガイドライン等でしっかりと取り決めを行うことが重要であります。

まず、狛江市が行っておりまして、狛江市の事例では、民営化の方式は受け入れの継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果等を考慮し、民設民営方式によるものとしている。用地・建物等については、保育園等の用地を有償貸しつけ、建物は建てかえに対して補助を行うこととしている。また、設置・運営主体は、認可保育園の運営実績があり、事業の安定性や継続性が図られている社会福祉法人のみとしている。狛江市の場合、公立保育園6園中2園の実績がございます。

園の職員配置は、こちら右に示させている図のとおりとなっております。

民営化までの流れでございます。まず、狛江市事例を選択した場合は、事業者の公募、そして選定、市・事業者・保護者との協議、移行計画の策定、引き継ぎ保育の開始、法人の保育サービスの開始となっております。

続きまして、2ページをお開きください。民営化移行形態の2でございます。市が財団法人、社団法人などを設立し、運営主体を移管する方法でございます。

市が財団法人あるいは社団法人を設立し、法人に新たな保育園として移管します。市の職員（保育士等）は出向の形態をとります。国立市の場合、くにたち文化・スポーツ振興財団がございますが、保育所あるいは子ども関係施設を運営する場合、現在の設立趣旨と異なるため、新たな法人設立が求められると考えられております。公私連携型保育所の保育所とすることも可能でございます。

また、子ども子育て新制度では、児童福祉法の改正により公私連携型保育所の制度が創設されたため、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にして、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態がとれるようになってございます。これにより、民設民営へ移管した後も協定締結などを結び、公の関与を明確にし、市が求めてきた保育の質を担保できることとなる。この制度を活用することにより、これまでに公立保育園が重要視してきた保育内容を継承することがより明確になると考えられます。

武蔵野市の事例でございます。武蔵野市が100%出資した外郭団体である子ども協会へ移管。これは公立9園中5園を移管し民営化しています。公立のままでは、非正規の職員が増えざるを得ないこと、民間にすることで国の補助金が得られ、給与は市職員よりも低く設定せざるを得ないものの、正規職員を増やすことができるメリットに加え、民間委託により保育士が入れかわってしまうことへの保護者の心配、安定的な運営ができないことへのデメリットをなくすことが可能と考えて、財団法人を設立したものです。

なお、子ども協会は平成4年に武蔵野市が任意団体として設立し、子育て施設の管理運営団体として活動を行い、その後、平成13年には指定管理者となり、21年にはおもちゃに特化した子育て支援施設の業務を受託するなど、事業拡大をした。その後、平成22年に法人化したものでございます。

各園の職員配置は、園長以下職員（保育士、栄養士、保健師）の半数程度を協会に派遣しております。おおむね10年で出向者をゼロにすることを目指してございます。

次に、三鷹市の事例でございます。こちらは公私連携型保育所の制度を活用し、公設民営保育所から民設民営へ移管した後も、保育の質を確保しつつ、経営の効率化を図ることとしています。実績が

あり、連携・協働が可能な社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団を指定し、民営化を行っております。保育園19園中4園民設民営、また4園が株式会社へ委託してございます。

なお、社会福祉事業団は平成11年4月に健康福祉施策を推進する中核的な団体として設立され、老人保健施設、母子生活支援施設を指定管理者として運営し、高齢者の在宅復帰の推進、母子世帯の自立への支援や保育業務を行っております。

ここで出てきました公私連携型保育所につきましては、市町村が、設置・運営主体である民間法人と連携し、土地や建物など設備の無償または廉価による譲渡、貸し付けなど設置の支援を行うとともに、人的配置や提供する教育・保育などの運営に関与し、適正運営が行われるよう協定を締結して担保するものでございます。

こちら、各園の職員配置につきましては、園長以下職員の半数程度が同事業団に出向して運営してございます。こちらおおむね5年で出向者をゼロにする予定でございます。

民営化までの流れでございます。武蔵野市を事例とした場合では、法人設立の検討、法人設立準備、法人の設立、移行計画策定、引き継ぎ保育の開始、法人の保育サービス開始となっております。三鷹市の事例では、法人の設立から法人保育サービス開始までは同じですが、その後、公私連携型保育所の指定・協定・都への届け出が必要となっております。

続きまして4ページでございます。民営化移行の形態3、市が国立市の社会福祉協議会に運営主体を移管する方法でございます。

これは社会福祉協議会へ施設の貸し付け、あるいは譲渡を行い、運営主体を移管します。市の職員は出向の形態をとります。国立市に置きかえた場合、現在、国立市社会福祉協議会がございまして、これまでの保育実績がなく、また職員体制についても同様でございます。そのため、新たな保育・子育て支援事業部門などの体制づくりが必要となると考えられます。その際、国立市社会福祉協議会が、現在の設立趣旨や今後目指すべき方向性と一致するかなど検討が必要となります。また、公私連携型保育所の保育所とすることも可能でございます。

自治体実績につきましては、愛知県の碧南市、佐賀県唐津市、栃木県足利市、宮城県塩釜市などがございます。

碧南市の事例でございまして、社会福祉協議会へ公立保育園5園を一括して移管。民営化のため、運営法人を一般公募した場合、市の条件を全て満たすことができる法人を選考できる可能性は困難とし、全て条件を満たす社会福祉協議会に決定したものでございます。

条件としましては、従来の保育内容、保育体制を継続し、入所児童に不安を与えないこと、保育士の大幅な入れかえがなく、入所児童及び保護者に不安を与えないこと。経験豊かな保育士がバランスよく配置されていること。運営主体の変更による保育方針、運営手法への不安を与えないこと。市民アンケートの結果、現在の保育園の体制への満足度が高いため、移管園については、公立保育園と変わらぬ運営が約束できることとしております。

民営化の流れでございまして、碧南市では、社協に保育部門設立の検討、保育部門設立の準備、保育部門の設立、指定・協定・都への届け出、移行計画策定、引き継ぎ保育開始、法人の保育サービスの開始、最後に公私連携型保育所の指定・協定・都への届け出という手順になります。

5ページでございまして、今、ご説明した中の民営化移行形態のそれぞれ課題がございまして。

まず、民営化の移行形態1の課題でございまして、①としまして、移管する際に保育士がかわるため、子供の保育環境に配慮した対応が必要となります。合同保育期間を設ける必要が出てきます。そ

れから、施設、用地の所有関係の整理、施設の譲渡、用地賃貸借の問題がございます。

民営化移行形態2の課題でございます。

こちらは、市が法人設立をする意義を明確に示す必要がございます。保育園の運営以外に、児童館、学童など子供の関連施設の運営にかかるかどうか、検討する必要がございます。法人設立に当たっては、準備室など設立に向けた組織体制をつくり、設立後の運用、設立資金などの財務の検討など、しっかり維持できる運営体制を確立する必要がございます。法人運営とする場合、複数園を運営しないと、法人を設立するメリットが見出せない。また、公私連携型保育所は、申請により市町村が指定できます。選定方法は法律上の規定はございませんが、公正な手続き上の選定する必要が出てまいります。

民営化移行形態3の課題でございます。

国立市社会福祉協議会に新たな保育・子育て支援事業部門の創設が必要となります。現在、国立市社会福祉協議会は、市とともに青年後見制度を強化していることや、平成27年度よりモデル事業としてCSW（コミュニティー・ソーシャルワーカー）を配置するなど、本来の社会福祉協議会の役割である地域福祉の強化に大きく踏み出しているという現状がございます。そのことから、個別施設の運営事業につきましては、専門性の高い他の社会福祉法人に任せることで、人的資源を地域福祉に振り分けるという方針であるため、現在の設立趣旨や今後目指すべき方向性と一致するかという点について、より検討が必要であると考えられます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。では、3つの形態について説明していただきましたが、何かご質問、ご意見がありますでしょうか。

【委員】 質問ですけれども、この審議会で、今、提案いただいた1、2、3の中で、これがいいよねというふうに話し合っていくべきものでしょうか。

【会長】 それぞれ国立市が1であった場合、2であった場合、3であった場合、どんな課題が出てくるだろうかということかと思いますが、それぞれのお立場から、1の場合にはこういうところこんなところがあるであろうとか、さっきの3のところの最後の課題のところ、ちょっと国立市の状況を聞かないと、ほんとうにこの3の方法ができて得るのかということもだと思います。

【委員】 ちょっとよろしいですか。今の質問と同じかと思いますが、この審議会で、この3つの中、あるいはそれ以外の方法を決めるのですか。そこがわからない。あるいは、そこまでの権限が与えられているのか。

【会長】 一応諮問事項の2点目に公立保育園の民営化の方法についてというのがありますので、こちらの審議会で審議する必要があると思います、方法について。

【委員】 そうすると、審議会としては、まずこの3つの中から選ぶのか、それからほかの方法があるのか、この中で考えればいいのか。そして、この審議会の中で1にします、2にしますということを決定していいのか。

【会長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 まず、きょうは、事務局でほかの事例から用意しました方法、これ以外にも多分、運営主体という意味では、これ民間会社、いわゆる株式会社もあり得ると思いますが、それは多分、私どもは国立市としてもこれまでの計画を考えれば、そういったものはここには明記していません。これは基本的な事例ということですので、これが国立市にとって、例えば、今、委員長からありました



けれども、5ページ目の課題を含めて、各委員が考える範囲で議論していただきたいと。

ただ、これを選ぶということではないです。ここからこれが最適と選ぶことじゃなくて、あくまでも国立市にとっては、もし、今、公立保育園4園ございます。4園が今後どういうふうに運営していくか、民営化した場合にはどれが方法としていいのかということ、適切、適正というか、そういうところを議論いただいて、全部が全部当てはまるという回答があってもいいのかなと思います。

ただ、この課題3でいわゆる社会福祉協議会、これに関しては事前にちょっと内部でも議論していますが、社会福祉協議会の趣旨、今ある目的が、事業というか児童福祉みたいな部分を取り入れても、ちょっとこれは市としてもかなり大きな方向転換になる、社会福祉協議会としても非常に大きな転換になりますので、国立市としては、条件としては難しいかなと思っていますので、そういったものも含めて、ご提示したということでございます。

ですので、ご意見を伺いたいという、そういった流れです。

**【会長】** お願いします。

**【委員】** 例えば、ここに載っていない方法に、江戸川がとった社会福祉法人を私立幼稚園並びに私立保育園設置者、園長、代表者によって設立して、江戸川区は一括して民営化を多分、社会福祉法人が次々おひさま保育園に民営化していくという方法をとっていると思うんですけども、そのよしあしは別として、以前に、この審議会でガイドラインについてまで考えるといったときに、他の市のガイドラインを見ると、例えば、民営化後の法人はNPOまたは社会福祉法人または何々とか、そういったことを明記しているところと、株式会社でもオーケーにしているところとかいった、そこを書いてありますよね、ガイドライン。私たちがこの会でガイドラインまで踏み込んでいくときには、必ずこのどれかを選択するか、違う方法を選択していないと、ガイドラインがつかれないということになりませんか。

**【会長】** そうですね。

**【委員】** ですよ。そうすると、結局この中か、その他のことから民営化後の移行形態を私たちが考えないと、どんな法人を選定するかというガイドラインがつかれないので、そこはちょっと、この中の、もちろん議論は必要ですけども、この一つ一つを議論するだけではなくて、最終的には、この会としての結論を出すことになるのではないかなと思うんですけども。

**【会長】** そうですね。ガイドラインをつくるということは、どういう手順でやっていくか、具体的なことまで。

**【副会長】** 権限という形でいえば、これ、要するに国立市の市長から頼まれて、みんながそれぞれの立場を明確にした上で、ある意味、いい意味で好き勝手言って、こう考える、あとは権限でいえば、国立市の行政と議会で決めるというのがプロセスなので、これは別に権限があるなしにかかわらず、これで行くべきだといえればいいし、もちろんそれはそれなりの力を持っていますけど、別にそれは議会が無視して、いや、違いますということはあるので、これは皆さんがそれぞれ見える形でどういう立場なのか、すごく見やすいので、見える形で発言して、それを記録に残すというのは大事なのではないですか。

**【委員】** そうすると、4園全部するのか、1園しかいないのかでもまたこれが変わってきてしまうので、例えば、全部するにしても、毎年1個ずつやっていくとか、10年でやるとか、色々あると思います。

あと、もう1つ聞きたいのは、それぞれの移行の各都市の例がありますが、この流れの設立の検討

からサービス開始までであるとして、これが大体どれくらい、何年とか、それがこれにもし書いてあったらすごくわかりやすかったと思うんですけども、あとは、それぞれ本当に初めて協議会とか外郭団体をその時につくったわけではなくて、これほど何も何かもとあったところが延長してきたり、仲間になっていって、今度は、保育もしようかみたいな動きで動いているところが多いんですけども、国立の場合はきっと一からになるわけなので、その辺の時間的な点をというか、見通しまで考えていらいしやるのか。

【会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 我々もさっき、今日のこの場ではと言ってしましまして、まさしく委員がご指摘のとおり、これ、今後のいわゆるどの手法によって、今、期間だとか、あるいは何園なのかというのが変わっていきますので、それはそういうことだと思います。

市としては、例えばスケジュールでいえば、1ページ、一番初めの移行形態1という、これは狛江市の事例ですけども、いわゆるこれは民営化する前に、移行ですね、引き継ぎ保育ですね、それをしていきます。そうしますと、ここでちょっと字が小さいんですけども、28年4月1日から園長あるいは主任級の職員が配置されて、その半年後に各0歳児なり、各5歳児の職員が配置されて、半年ぐらいの引き継ぎ保育を行うと。実際は29年度から独立するというんですか、自立した保育が始まるという、こういったスケジュールになっておりますので、これは1つの事例ということですけども、こういった期間に進むということでございます。

【会長】 多分、委員が知りたいのは、事業者を公募するところからの……。

【委員】 下の流れの方法予想の。

【事務局】 ここの作業は、これは一概に言えませんけれども、大体、少なくとも準備としては1年で、ほかの事例もそうですけども、例えば法人設立にしても、これは半年強でできるものではありません、1年あるいは2年、これはかかると思います。ですので、事業者許可で、この移行までに1年ぐらいかかる、移行決定してから1年ぐらいかかると思います。

【委員】 そのぐらいという感じで大丈夫ですか。

【事務局】 はい。1年ぐらいはかかる、準備として1年はかかる理解でいいかと。

【委員】 1年はかかる。

【事務局】 はい。最短ですかね。

【事務局】 あと、実際に事務手続上、認可というところを考えれば、やはりそれもかかりますので、最初の1年でそれにプラスがありますのと、さらに財団をつくるとなると、財団とか何らかの組織をつくると、これまた1年はかかりますので。プラス1年、2年はかかる、最低かかるというご理解をしていただければと思います。

【委員】 全般的な民営化に向けての継続性は、あると考えていいわけですね。値段も含めて。要は、何カ年でやるとかいうふうにビジョンがないと、ずるずるやって、ここでいざ打ち切りますでは話にならないし、あと、ちょっと僕がふとと思っているのは、引き継ぎ保育の期間が、預ける親の立場として、例えば、重要な年代、1年なら1年だと思うんですけども、何かあったら怖いと思うと、その時期には預けられないな、ここにはいられないという親もいると思うんですね。そこをもっと長い時間とっていいのかとか、それこそまさに言われたみたいに、頭から終わりまでの期間を5年で見るのか、10年で見るのか、3年で、1年でやるのかというのは色々あると思うんですけども、そういうもののビジョンすらもう我々が、この位とっていいのではないのというのをつくって決めてしま

っていいのかというのは、非常に大きいことだと思いますが、それって市なり、ある程度、せめて期間でも決まっているんだったら、では、そうやって当てはめていくと思います。

それこそ選定だって、はい、では、これにくじ引きでという話ではないでしょうし、色々な業者を集めてきて、話を聞いて、提案を受けてというので選定、それでまた多分、それを検討して、こうしましようという検討委員会が出てくるはずですし、それが継続的に予算も含めて、期間も含めて、確保できているのかどうかによっても全然、決めることの内容も含めて違ってくるのではないかと思います。そういったところって、何か、まず我々の話しが始まる前からの決まっていることが何かあったのでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 まさにご指摘のとおりで、まず、仮に今、引き継ぎ保育、これは他市では、例えば1年とかかける場合がありますし、私ども参考にしているのは半年、1年という事例を出しておりますけれども、そこはやっぱり考え方によるので、慎重にとるか、あまり長過ぎても逆の悪い点が出てきますので、そこはそういう私ども視点で見えています。

それ以外に、事業者公募あるいは選定、これは例えば社会福祉法人、公募になれば、それは私ども信頼あるところ、あるいは実績のあるところ、通常考えれば、市内の実績ある、これは社会福祉法人にお願いするのが一番ベストだと思いますので、そういった1つの視点というのはあるかと思いません。

ただ、それは今の段階で固定するものではございませんし、それはむしろガイドラインの策定にももちろんかわりますので、そんなことだと思います。ですので、今言った期間というのは、先ほど1年と言いましたけれども、これはあくまでも今言った公募をどうするかによって、選定委員会をつくったりすると、じゃ、1年でできるのかとかいうことも当然ありますし、あと、いわゆる保護者との協議というところも、これも本当に見えない部分がございますので、これはもう少し確かに、やっぱり議論する必要があるかなと思います。

【委員】 その辺の継続性はあります。要は、先ほどの確認内容が何個あろうが、それが3年でも、そこで2年目でやめますとと言われて、はい、やめましたとなる可能性が、行政としてはゼロじゃないと思います。

【事務局】 今回、答申をいただいて、その中で行政決定がされていくことになるので、その答申の内容でいただいたものについて、市長が検討して進めていくという形になるので、あとは流れの中でも、期間をどれぐらいにするのか、公募はどのようにするのかというのを大まかに決めていただくということで、進めてもらえれば結構ですが。

【事務局】 あと、もう1つ。行政として今、きょうの段階で、これは議会でも少し話していたんですが、矢川プラスという、いわゆる矢川保育園を含めた児童館あるいは、今、都営に戻すという計画があります。その期間が今、平成32年度というのが1つスケジュールがありますけれども、それは1つのメルクマールという表現ですが、1つの期間的な目安であろうという話が出ていますので、行政としては、それはその期間というのを考えなくてはいけないというふうに考えています。今の段階ではそこまでですけれども。平成32年度の中で、例えば民営化については考えていかななくてはならないというふうに思います。

その中で、今言った適正というか、民営化についての期間をある程度刻んでいくということもあり得るだろうと思います。

【会長】 目安は4年後ということですか。28年度始まって。

【事務局】 28、29、30、31年度、32年度から事業開始というふうになっています。4年間ですね。

【会長】 4年間ですね。4年間で、しかもこの審議会がまだ続くとすれば、具体的に議会を通ったりするにはこの1年かかるわけですね。ということは、実質的にガイドラインに沿って物事がスタートするのは、もっと短くて、3年ぐらいということになりますね。この後、答申が終わって、その後……。

【事務局】 答申をいただいて、行政の判断、計画内容に載せる形で、その後、ガイドラインとか、そういうのがこの審議会で審議するという、そういう形になります。

【委員】 さっき質問があった4園一遍にやるのか、1園ずつやるのか、そういう問題もありますよね。

【会長】 それはいかがでしょうか。

【事務局】 そういうお話も出てございます。例えば財団方式にするのであれば、全ての園をじゃ、やってみるということも、同じ保育士になりますので、できるとか、あと、ただ、1回財団にしてみると、今度、公ということ色々と13の子育て支援事業をやるという中で、公立保育園というのを持たなくていいのかとか、直営で持つことが必要なのではないかという議論もあると思いますので、そこはそこで4園にするのか、2園にするのか、試しに1園やってみようとか、そういったことをご議論いただければと思うんですが。

【委員】 今、矢川プラスの話が出ましたが、それは、矢川保育園、児童館等を中心として、何か絵とかもどこかに示されてると思いますが、矢川保育園は矢川保育園として残るとことなのか、矢川プラスに入っている矢川保育園も、例えば財団方式になれば財団に入るし、社会福祉法人のやっている矢川保育園を矢川プラスの中に市が持つという可能性もあるのか。どうでしょうか。

【会長】 いかがでしょう。

【事務局】 現在の市の計画では、矢川都営住宅の建てかえに伴いまして、矢川保育園の耐震強度が低かったということがあって、緊急的に今、矢川のもともと仮園舎近くのところにつくらせていただいたところに今、移転している形になります。いずれそちらが矢川都営で創設用地、先ほど出た矢川プラスというものができたときには、保育園を戻すという計画に今はなっています。

【委員】 その運営主体については決まっていますか。

【事務局】 そうです。ただ、現段階では公立保育園として条例で位置づけられていますので、それはそのまま公立として戻るとというのが現行の計画です。同じ場所に戻るとのことですね。

【委員】 現在は公立なのでということですか。

【会長】 そうです。ただ、ここで、もし例えば4園がとなったら、またそれは変わるということを含めてだと思えます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【副会長】 今、厚生労働省の少子化絡みの委員会で三鷹市の報告があって、それを見ると、あそこ、三鷹市がどのようにガイドラインを順次したかということ、平成13年度にまず公立保育園の保育士たちが保育園リーダーの会というので骨格案をつくり、次の翌年度、2年目にガイドラインのブックレット、冊子編集の委員会がそれを形に肉づけし、次の平成15年度に各分野別、おそらく栄養とか保育とか医療があると思いますが、もう1回検討し、最後、16年度にガイドラインが上がってき

たというスパンで3年ぐらいはかかっている。もちろん、もし国立市がそうするのであれば、先行事例はたくさんあるから、それに倣えばいいんですけど、ただ、三鷹市は結構そういうタイムスパンでやってみたいです。

情報は各立場から、今、幸いインターネットで調べるといっばい出てきますので、事務局にだけ全部資料をお願いするのはあれですから、それぞれが持ち寄るなり、何かちょっとそういうシステムがあったほうがいいのかもかもしれません。そう思いました。

**【委員】** 次の審議会に向けて1点お願いをしたいなと思いましたが、今、保護者とか子供のことを考えてくださって、引き継ぎというか、民営化移行2のこととかなんですけれども、市の保育士の立場というか、状況が変わってきてしまうのかなというふうに思います。給料が市職員よりも低く設定せざるを得ないものというふうに記載があったりするので、例えば、議会の定例会までに保育士の先生たちの意見書なんかが出てくるとまたありがたい。きょうは園長がいますが、やはり園長先生のご立場なので、保育士の先生からの意見がまた意見書として上がってくるのも判断材料にしたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

**【会長】** いかがでしょうか。そういうご提案がございましたが。

**【事務局】** 委員会の参考ということで、審議の参考としてご提示させていただきたいと思いますので、各園で、ただ、集約、どういった形で、どういう意見なのかということがありますので、ちょっとそれは、私どもやっぱり責任ある意見になると思いますので、そこはよく議論して、中でも確認した上でご提示する形になるかと思えます。

**【会長】** 他にいかがでしょうか。今日全てを決めるのはもう時間的にも難しいと思われまので、次回第6回のところでまた詰めたいと思いますが、ぜひ何か一言でもお考えがあれば、それぞれ言っていただけるといいんですが。

**【委員】** 最長10年かかるとすれば、子供の推移というのは国立市は大体、出生率が加速ができて子どもは増加するのか。

**【事務局】** 今、市の基本構想、基本計画というのができましたので、その中に色んな少子化対策という内容を示していますので、そういったデータをお出しいたします。

**【事務局】** 子ども子育て支援事業計画、1年前のものになるんですが、ここにもデータ出展たしかされていたかと思うので、もしそれらも出させていただければと思います。

**【会長】** 他に何かご要望、ご意見ありますでしょうか。

**【委員】** 先ほど委員から言われたように、保育士のもちろん意見ということも含めてなんですけれども、この1番にしても2番にしても、しばらくの間は市の職員と、例えば社会福祉法人の職員と財団法人という形で、この部分に給与とかも差があるというふうなことで、職員の半分ぐらいが違う待遇の中で働く。現在、公立の保育園でも、今、正規の職員と嘱託職員、臨時職員という形で待遇が分かれていますね。その中で、正規の職員、今、公立としては嘱託職員というふうな先生たちにはクラス担任を持っているということはしておりませんし、正規と仕事の区別という形をしていますが、それは正規の職員の待遇がいいので、その分、たくさんの仕事を請け負う。そういうふうな形でやっているんです。

例えば、園内、いろんな係を担うとか、行事なんかを進めていくとか、当番や会議やら保護者対応など、日誌つけから、そういうのは全て計画、全て正規の職員が行っています。そういう意味では、その間においてはすごく、それを全部正規の者がするとなったら、確かに負担が大きくなるのかな、

それをするというふうにはしてはしておりますが、どうなるのかなというふうには思っています。

【会長】 ガイドラインの中にそういった具体的に現在の職員の業務分担をどのように引き継いでいくかということも盛り込んでいく必要がある。

【副会長】 私の一委員からしてのお願いですが、何か意見表明していただくときに、どうしても後出しジャンケンじゃなくて、後手に回るとあれなので、別に私、民営化の是非は置いといて、もし、例えば三鷹市のガイドラインを事前に読んでみて、あっ、このやり方だと現状の現場とはこの辺が違ってきちゃうんだとか、その辺もぜひ含めていただけたら、その現場の感覚もよくわかるのでというふうに思いますので、単に保育の理念を述べていただくだけでなく、できれば先行事例をおそらく事務局で出してくるというのはこの辺が念頭にあるのかなというのはありますので、ガイドラインなり持っていただいて、先に論点を明確にさせていただいたほうがいいかなというお願いです。ぜひよろしく申し上げます。お忙しいと思いますが。

【事務局】 今後の議論について、ちょっとご提案ですが。

【会長】 わかりました。

【事務局】 今、民営化の方法ということで議論して、これからまだもう少しなくてはいけないと思うんですが、その際、先ほど各委員からお話ありましたとおり、やはりそれが、例えば4園あるうちの何園をするのかというのは非常にかかわる問題ですので、そういったこととか、スケジュール、期間、そういったものを各委員にちょっと事前に意見を聞く形で、次回うまくスムーズに行くように、事前に意見をいただくなりして、それをもとに次回議論していただきたいと考えるんですが、よろしいでしょうか。

【会長】 よろしいでしょうか。

【事務局】 またメール等で、資料等でご送付いたしますので。

【会長】 では、今回はそういった、少し考えていただいて、その意見をまとめたところで資料案を出していただきながら議論を進めたいと思います。では、本日はこれで終わらせていただきます。

【事務局】 日程調整を。

【会長】 はい、お願いいたします。

【事務局】 実は本日の開催通知をお渡しする際に、次回、第6回と第7回の日程を記載させていただいております。第6回が4月5日火曜日、第7回が4月19日の火曜日ということで予定を入れておりますので、よろしく願いいたします。1週あけてのちょっと連続する開催ですが、よろしく願いいたします。

それと、民営化した保育園の視察をぜひしたいと考えてございます。ただ、まだちょっと相手方との調整中として、一応予定では4月9日の土曜日ですが、幾つか場所を検討して、日程の調整が合えばというところで探したいと思っています。早々の段階で決めさせていただいて、ご連絡をまたとらせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 日程的には9日を皆さんご準備して、空けておいてください。

【事務局】 はい。ただ、相手方があることですので。

【会長】 そうですね。要は民営化した保育園の視察ということで、予定としては4月9日だそうですので、よろしく願いいたします。昼、午前中。

【事務局】 時間帯もちょっと相手と調整させていただきます。

【会長】 夜ということはないですね。

【事務局】 夜は全部終わっていますので。

【会長】 では、ご予定よろしく願いいたします。では、次回は4月5日ということで、同じくこの場所で19時から。

【事務局】 神田委員が、よろしいでしょうか、法人の任期というか、定年退職ということでよろしいでしょうか。

【委員】 いやいや、退任するというだけで。

【事務局】 すいません。ここで3月末日をもって任期が終わるということで、皆さんにお伝えいたします。一言いただければ。

【委員】 どうもお世話になりました。

【会長】 審議委員だけ続けてという訳にいかないのですね。

【事務局】 あと、後任の委員さんをまた私立園長会で、今、打診して、また代表の方に来てもらう形になることとなりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 神田委員、これまでありがとうございました。

では、本日はこれで終了させていただきます。お疲れさまでございました。

— 了 —